

第1回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」

議 事 次 第

日時 平成24年7月10日（火）

午後5時45分から午後7時15分まで

場所 メルパルク京都 会議室6（6階）

1 開会

- (1) 京都市都市計画施設等見直し検討委員会について
- (2) 座長の選出について
- (3) 見直し検討スケジュールについて

2 議事

- (1) 都市計画施設等見直し指針について

3 閉会

配布資料

- ・議事次第, 委員名簿
- ・資料1－1 都市計画施設等見直し検討委員会設置要綱
- ・資料1－2 見直し検討スケジュール
- ・資料2－1 都市計画施設等見直し指針について
- ・資料2－2 長期未着手の考え方について

京都市都市計画施設等見直し検討委員会 委員名簿

(敬称略，五十音順)

氏 名	役 職 名	区 分
金井 美佐子	京都市地域女性連合会常任委員	市民委員
須藤 陽子	立命館大学法学部法学科教授	学識経験者
久 隆浩	近畿大学総合社会学部 総合社会学科環境系専攻教授	学識経験者
槇村 久子	京都女子大学現代社会学部教授	学識経験者
松中 亮治	京都大学大学院工学研究科准教授	学識経験者

第1回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」について

日 時：平成24年7月10日（火）午後5時45分～午後7時15分

場 所：メルパルク京都 6階 「会議室6」

委 員：金井委員，須藤委員（欠席），久委員，槇村委員，松中委員

議事内容：都市計画施設等見直し指針について

《事務局から都市計画施設等見直し検討委員会設置要綱（資料1－1）についての説明》

《京都市都市計画施設等見直し検討委員会の座長選出》

槇村委員を座長に選出。

《事務局から「見直し検討スケジュール」（資料1－2）の説明》

《事務局から「都市計画施設等見直し指針について」（資料2－1）及び「長期未着手の考え方について」（資料2－2）の説明》

（槇村座長）都市計画道路については、既に見直されていて、今回は、都市計画公園・緑地と土地区画整理事業に関する審議となるのか。

（事務局）都市計画道路に関しては、平成14年と平成23年に見直しを行っているのですが、今回はおっしゃられるとおり都市計画公園・緑地と土地区画整理事業についての見直しを行うことになる。

（久委員）都市計画公園・緑地の見直しフローにおいて、「6 代替となる地域制緑地等の有無」において、「無」と評価したものを「実現性の評価」が低いからといって「廃止」とするのはおかしい。現在において必要性があれば、時間をかけてでも行っていくのが都市計画である。フローを再度検討する必要があるかと思う。また、土地区画整理事業のフローにおいても「都市計画決定理由の検証」で、決定理由が失われているにも関わらず、何の判断もなく次の見直し検討項目に移っているのでは、再度検討が必要。他の必要性を想定されているのであれば、そこを丁寧に説明した上で、次の事業化の見通し等の検証に移っていくべきである。

（事務局）まず都市計画公園・緑地のフローの方であるが、御指摘のとおりだと思う。資料はパブリックコメントに向けて市民にも分かりやすいものにしていきたいと思う。都市計画公園の場合、「廃止」の中にも一つの公園全ての計画を廃止する場合と既に供用中・事業中の部分を含む公園の残りの一部の計画を廃止する場合等があるので、その部分もうまくフローに表現できたらと思う。

（事務局）土地区画整理事業の見直しであるが、今回対象の地区において、長いもので70年、短いものでも40年という年数が経過している状況である。当初決定の理由としては、市域の西部の方における工業地区としての基盤整備やスプロール化の防止等が挙げられている。しかしながら都市計画決定当初から考えると社会情勢や地域の環境は大きく変化している。よって、当初の都市計画決定理由の検証を行った上で、久委員の御指摘の部分を改め

て検討したいと思う。

（久 委 員）見直しフローの中で「都市計画決定理由の検証」で決定理由が「失われている」という判断の後にその他の都市計画的な必要性を検証しているのであればフローでその意味を伝えられるよう工夫した方が良い。

（松中委員）土地区画整理事業のフローの方は、決定理由の検証段階からふるいにかけているのに対し、都市計画公園・緑地のフローの方は、ある程度必要性を検証しながらふるいにかけているといった違いがうかがえる。この違いの意味が説明できることが大切である。また、土地区画整理事業のフローにおいて、必要性の検証といった項目が一切ないのは、見直しフローとしては良くない。加えて、都市計画公園・緑地のフローにおける「5 開園区域における公園機能の充足度」や「6 代替となる公園・地域制緑地等の有無」については、有る無しの2択ではなく、程度による評価になると思う。今後の検討課題かもしれないが、考え方を整理しておく必要がある。

（事 務 局）土地区画整理事業については、安全安心等のまちづくりの目標を達成するための一つの手法である。当初は土地区画整理事業として都市計画決定しているが、現在の社会情勢や地域環境の変化から、この一つの手法について進めていくことについては一旦リセットし、他のまちづくり手法の可能性も視野にいった形のなかでこのフローを作成している。そういった意味で、単体の機能を整備していく公園と事業手法である土地区画整理事業の見直しフローには違いが出てきている。

（事 務 局）都市計画公園・緑地の見直しフローの「1 都市計画決定理由の検証」においては、その理由のほとんどが現代においても継続している場合が多いため、原案ではここでのふるいわけがない状態となっている。「5 開園区域における公園機能の充足度」や「6 代替となる公園・地域制緑地等の有無」については程度による考え方を盛り込んだ評価が可能か検討する。

（久 委 員）都市計画というのは、面的に考えることが大切である。フローの順番として、都市計画公園・緑地の方はまず単体の都市施設としての機能を検証し、後に都市環境整備的観点から面的に評価する流れになっているのに対して、土地区画整理事業の方は、面的な事業であり、単体施設である都市計画公園と元々都市計画的意味合いが違うことからフローの大きな流れが逆転していると理解した。そこについてもう少し丁寧に説明された方が良い。また、都市計画公園・緑地の代替機能の評価については、マンション開発によってうまれた公園を評価対象とすることや近隣公園を街区公園の代替として考えるなどといったことの検討が必要。

（事 務 局）土地区画整理事業については、事業に伴う整備効果から評価したいと考えている。そのため現案では、前段で土地区画整理という事業手法が可能かどうかを判断する実現性の評価を行い、他のまちづくり手法へのシフトを視野に入れた形となっている。一方、都市計画公園・緑地については、都市施設そのものであることから、まず前段で、公園単体の必要

性を検証した後に、面的な視点で社寺仏閣や河川、地域制緑地といった代替機能の状況を評価する形となっている。そういった部分で2つのフローに差が出ている。ただ、分かりづらくなっているなので、全体的な流れを整理し、表現を工夫したいと思う。

(久委員) 資料2-1のP7の表における大項目(見直しの考え方)の括りについては、1と2が都市計画論的位置付けの指標で、3~5が公園単体の機能の指標、6と7が面的な考え方による指標という整理になるのではないかと思います。

(事務局) 御指摘のとおりだと思う。事務局の方で大枠の括りについて見直したいと思う。

(金井委員) 都市計画決定当初から考えると社会情勢や地域の環境や実情も大きく変わっており、この見直しについては、近隣住民を中心に様々な立場の方々の意見を取り入れて進めていって頂きたい。

(槇村座長) その辺りは、パブリックコメントを実施し、広く意見を求めるが、その際には、一般市民の皆さんに分かりやすい資料提示が必要になると思う。

(槇村座長) 資料2-2の「長期未着手の考え方について」の御意見はありませんか。

(久委員) 「長期」の定義を考えるうえで、年度別の都市計画決定件数とその都市計画的時代背景を照らし合わせることで何か見えてくるのではないかと思います。

(事務局) 土地区画整理事業については、主に経過年数の短いもので40年、長いもので70年といった状況ではありますが、都市計画公園・緑地は、比較的決定後の時間経過が短いものがありますので、調べて資料作成したいと思う。

(久委員) それは、ここ40年間で都市計画決定した土地区画整理事業がないということですか。

(事務局) そうではなく、近年決定したものは、事業化の目処が立ったものを都市計画決定しており、長期未着手のものはないという意味である。

(久委員) そうであれば、「長期」の定義を10年、20年、30年のどこで区切っても見直し対象は変わらないということになる。それを示す分かりやすい資料があれば良いと思う。

(事務局) 土地区画整理事業については、そういうことであるが、公園については、時間経過が浅いものもあるので、年代別あるいは年度別の決定件数の資料を作成したいと思う。

(久委員) 京都市に長年お勤めで、都市計画決定の打ち方が変わってきた時期を直感で感じておられる方の意見も大事だと思う。

(事務局) 時代背景を含めた都市計画決定の歴史的な検証をしたいと思うが、まとめ方のイメージや参考となることを御教授頂きたい。

(久委員) 昭和30年代、40年代の頃は、先行的に都市計画決定を行っており、昭和50年代以降は、地域の状況に即した決定の方法に変わっているのではないかと思います。そのあたりで都市計画決定数に違いが出てきていないかを確認するなかで答えが見えてくるのではないかと思います。

(松中委員) この経過年数の考え方については、事業や整備が完了したものと未着手のもの、それぞれについて見ていく必要がある。

- (久 委 員) 土地区画整理事業見直しフローにおいて「５ 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地の類型化」の検証で「課題がある区域」と「課題がない区域」の枝分かれがあるが、ここの表現は、「整備の緊急度」が高いか低いかが適している。もう一点、京都は昔から路地が広場的な遊びの場として活用されてきた背景があり、都市計画公園・緑地の代替機能の評価の際に、路地を評価の対象に加えることで、京都らしい都市計画の見直しになるのでは。検討の余地があれば考えて頂きたい。
- (事 務 局) 京都独自の密集市街地の対策として、クリアランスではない路地を活かしたなかで防災広場等を整備する取組もあるので、おっしゃられる路地との関係性も勘案した評価が可能か検討したいと思う。
- (久 委 員) その防災広場の面積をカウントする際にそれにつながる路地もカウントする等、京都という歴史ある市街地のまちなかにおける都市計画公園・緑地論が生み出せばより良いと思う。
- (槇村座長) 本日出た意見を踏まえて、資料を修正頂き、各委員に御説明頂いた上で、次回更に検討を進めたいと思う。

以上